次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
別表第一		
一		
名称		所在地
［略］		［略］
はぴねす外語学院		愛媛県
国際デザイン・ビューティカレッジ		高知県
［略］		［略］

改正前		
別表第一		
一		
名称		所在地
［同上］		［同上］
はぴねす外語学院		愛媛県
［項を加える。］		
［同上］		［同上］

備考　表中の「　」は注記である。

○外務省告示第五十三号

平成二十九年九月五日（ニューヨーク時間）、国際連合安全保障理事会において、マリに対する制裁措置の決定等を内容とする決議第二千三百七十四号が全会一致で採択された。

平成三十年二月二十三日

外務大臣　河野　太郎

二千十七年九月五日に国際連合安全保障理事会がその第八千四十回会合において採択した決議第二千三百七十四号（二千十七年）

安全保障理事会は、

マリにおける事態に関する従前の決議、特に決議第二千三百六十四号（二千十七年）及び決議第二千三百五十九号（二千十七年）を想起し、

マリの主権、統一及び領土保全に対する強い支持を再確認し、マリ当局がマリの領域全体において安定及び安全を提供する主要な責任を有することを強調するとともに、平和及び安全に関連する取組の国家のオーナーシップを達成することの重要性を強調し、

永続する平和及び開発を享受することに対する全てのマリ市民の正当な願望を認識し、

マリ政府、「プラットフォーム」及び「アザワド運動連合」の武装集団連合により二千十五年に署名されたマリにおける和平及び和解合意（以下、「合意」という。）並びにその継続的な履行が、マリにおいて永続する平和を達成するための歴史的機会であることを認識し、

「プラットフォーム」及び「連合」の武装集団による、キダル州及びメナカ州における、停戦合意の度重なる違反を非難し、彼らに対し、敵対行為を停止し、停戦合意を厳格に遵守し、合意の完全な履行のために遅滞なく建設的な対話を再開することを要請するとともに、この範囲において、バマコにおける最近の二千十七年八月二十三日の休戦合意の署名を歓迎し、

合意の完全な履行がその締結から二年後も遅滞し続けていることに対する深い懸念を表明しつつ、合意の履行のために達成された最近の進展（北部における全ての暫定行政府の設立を含む。）を認識するとともに、合意の気運を維持するために、マリの北部及びその他の地域の人民に対して具体的かつ目に見える平和の配当を提供する切迫した必要性を強調し、

合意の履行を容易にし、支援し、注意深く監視する意図を確認し、マリの当事者が合意を履行することを支援するために、アルジェリア及びその他の国際調停団の構成員が果たす役割を賞賛し、国際調停団の構成員による更なる関与の必要性を強調するとともに、合意の履行を支援し及び監督するためにマリ担当国連事務総長特別代表が引き続き果たすべき中心的な役割を更に強調し、

合意（特にその防衛及び安全に関する規定）の履行の遅い進捗及び遅滞している治安部門の再編成が、マリ国の安全及び権限を回復するための努力、並びに、マリの北部における基礎的な社会サービスの提供を妨げてきたことを遺憾とするとともに、マリ全体で治安状況を改善し、合意の履行を頓挫させようとするテロリスト集団による試みを未然に防ぐために合意の履行を加速することは、マリ政府並びに「プラットフォーム」及び「連合」の武装集団の第一義的責任であることを強調し、

不安定な治安状況、特にマリ中部及び南部へのテロリスト及びその他の犯罪活動の拡大、並びに、マリにおける薬物の密売及び人身取引を含む犯罪活動の激化に対する深刻な懸念を表明し、

マリにおける安全及び安定が、サヘル地域及び西アフリカ地域の安全及び安定、並びに、リビア及び北アフリカ地域における事態と密接不可分であることを強調し、

マリにおける事態がサヘル地域並びにより広域の西アフリカ及び北アフリカ地域の平和及び安全に与える影響を認識し、

サヘル地域におけるテロリストの脅威の国境を越える広がり、及び、サヘル地域における国境を越える組織犯罪がもたらす深刻な課題（武器、薬物及び文化財の密売、移民の密入国、人身取引、並びに、一部におけるテロリズムとの関連の増大を含む。）に対して懸念を引き続き表明するとともに、これらの脅威及び課題に取り組む上での同地域の各国の責任を強調し、

不処罰が、密売及びその他の犯罪利益が繁栄し得る腐敗の文化を助長し、不安定及び危険を更に助長し得ることに留意し、この関連で、マリ政府に対して法執行のための適切な資源を充てることを要請するとともに、この取組における、マリ政府に対する国際的、地域的及び小地域的な協力及び支援を奨励し、

マリで引き続き活動し、地域内外の平和及び安全を脅している、テロリスト組織（西アフリカの一神教と聖戦集団（ＭＵＪＡＯ）、イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ組織（ＡＱＩＭ）、アル・ムラービトゥーン、アンサール・エッディーンを含む。）、及び関連する個人及び集団（イスラムとムスリムの支援団、大サハラのイスラム国、アンサール・イスラムを含む。）のマリ及びサヘル地域における活動、並びに、マリ及び同地域における文民（特に女性及び児童）に対するテロリスト集団による、人権侵害及び暴力を強く非難し、

ＭＵＪＡＯ、イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ組織、アンサール・エッディーン及びその指導者であるイヤード・アグ・ガーリー並びにアル・ムラービトゥーンが、決議第千二百六十七号（千九百九十九年）、第千九百八十九号（二千十一年）及び第二千二百五十三号（二千十五年）で定められたＩＳＩＬ（ダーイシュ）及びアル・カーイダ制裁リストに掲載されていることを想起するとともに、定められたリスト掲載基準に従って、上記で言及したレジームの下で、ＩＳＩＬ（ダーイシュ）、アル・カーイダ及びリストに掲載されたその他の団体又は個人（ＡＱＩＭ、アル・ムラービトゥーン及びアンサール・エッディーンを含む。）に関連する個人、集団、事業及び団体に対して更なる制裁を課す用意があることを改めて表明し、